

NPO法人 非正規労働相談センターひろしま 通信

第 6 号 2019年 3月 20日

〒732-0057 広島市東区二葉の里1-3-16 吉村ビル2階

フリーダイヤル **0120-501-581**

☎ 082-262-3751 FAX 082-264-2310
Eメール roso34@ybb.ne.jp

我々は労働力を呼んだが、 やってきたのは人間だった

スイスの作家、マックス・フリッシュが50年前にスイスの移民政策について述べた言葉だそうだが、今の日本でも考えさせられる言葉だ。

「入管難民法」の改定に寄せて

NPO法人非正規労働者相談センター理事長 土屋信三

☆ 政府、資本の構想

外国人技能実習生制度を見てもわかるように、短期間の安価な労働力としてだけ、外国人労働者を利用し、社会的コストは極力避けるという方針であった。ところが、地方の疲弊と労働力不足が顕在化して、もはや、いかんともしがたい状況になってしまった。このことが政府方針の大きな方向転換となって現れた。明らかに移民政策へと舵を切ったことに間違いはない。

☆ 「特定技能1号」、「特定技能2号」のいい加減さ

今回の入管難民法の改定は、またもや、つぎはぎだらけの政府構想を露呈している。決

まっていることと言えば、労働力が不足している14業種への導入、技能実習3年を経た者は、試験なしで「特定技能1号」へ移行できること、日本語能力(N4以上)が必要ということだけである。後はほとんどが省令で決定するというものでしかない。

たとえば、技能実習制度の国際貢献という建前と「特定技能」との関係はどうなるのか？実際には、「特定技能1号」へステップアップするための3年間ということになるのは明らかである。また、登録支援機関(受け入

ホームページは
「NPO 非正規 ひろしま」
で検索！

れ機関)の不明確さもおびたしい。一体どのような機関が登録支援機関となるのかさえはっきりしていない。

試験の内容と実施はどうなるのか？これもまた不明である。日本語能力(N4以上)だけが明確で、求められる技能の実質は何かなど、基準が明確ではない。

さらには、特定技能の労働者に対する日本での社会保障はどうなるのか？端的には、社会保険、厚生年金制度の適用はどうなるのか？新聞論調などでは、日本在住が前提だとされようとしている。だが、こんな馬鹿げた話があるだろうか？同じ保険制度で、日本人には海外にいる家族に保険が適用されるが、外国人労働者には適用されないなど、法の下での平等にも反するものである。

特定技能の労働者には「日本人と同等の賃金が保証される」と言われているが、この中身を問いかけていかねばならない。「日本人と同等の賃金」という文言は、技能実習生制度にも同様に存在している。だが、ご存じのように、それは最低賃金を指している。はたして、その産業の平均賃金を「日本人と同等の賃金」とし、それが担保されるのだろうか。

か。それさえも明確ではない。

★ はたして外国人労働者を受け入れる体制が日本にあるのか？

日本で生活する上で、外国人労働者が最も悩み、苦しむのは言語の問題である。日本語の理解は生きていく上で非常に重要である。しかし、日本語の習得は外国人労働者の個人的努力の問題とされ、公的な日本語学校・日本語教室などは全く整備されていない。いまでも役所からの通知は日本語のみといったことが平然とやられている状況を考えると、かなりの意識改革と同時に、制度的な整備を国と自治体に求めなければならない。

外国人労働者が困ったときにすぐに相談できるような「相談窓口の設置」も謳われているが、実際に通訳を含めた相談員を配置できるのか、はなはだ疑問である。

以上、簡単に取り上げただけでも、入管難民法改定にはさまざまな疑問・問題があり、制度的に不明確である。



最近の相談事例から

区分	相談内容	対応と結果
賃金未払	<p>農業を志し、農業短大を卒業した後、A農園(株)で働き始めた。最初の2年間は研修生で、10万円程度の給料。その後、7年間働いたが、銀行に振り込まれる金額は約16万で、社会保険はない。長時間労働であったのに、給料が少なすぎるのでちゃんと払ってもらいたい。先月退職した。</p> <p><30代、男性、非正規社員></p>	<p>聞き取りにより、彼の労働時間は、年間3000時間を超えている。1時間あたりで計算したら、最低賃金を割っている。スクラムに加盟してもらい、団交要求をし、現在係争中。</p>
ハラスメント	<p>A病院で働く女性。妊娠したら、「女は役に立たない。どっかよそにいけ！」と怒鳴りつけられた。産後、短時間勤務にしたら、(ここは短時間でも、正規並みに賃金が出る制度があり、彼女がその制度を利用していることに対し)「よくそんな制度を調べたな、素晴らしい！」などと皮肉たっぷりに罵られた。パワハラには苦しんでいるが、生活のこともあり、ここを辞めたくない。</p> <p><30代半ば、女性、正社員></p>	<p>スクラムに加盟してもらい、団交を行った。現在係争中。</p>

ハラメセント	<p>仕事中に、生理でお腹が痛く、痛み止めを飲んで仕事をしていました。良くならないので、定時で帰りたいと班長にいったら「薬飲んで我慢できてるんでしょ！痛み止め飲んでるんだから、パンチしても感じないでしょ！」とからかわれた。体調が悪いのに、こんな仕打ちを受け、ショックを受けた。 <30代半ば、女性、非正社員></p>	<p>相談を受け、アドバイスしながら、本人が夫と一緒に抗議した。会社は上司2人、班長の3人で彼女の自宅に来て、謝罪した。謝罪の文章を書き、署名、捺印し、この問題で休んだ日の賃金を全額支払い、解決した。</p>
	<p>爪にネイルをしていて、班長に注意された。「注意書」にサインするように迫られ、「注意書」3枚でクビだと脅された。仕事は電子部品の検査で、クリーンルームに入るの、仕事中は手袋をしている。問題ないように思う。「注意書」で解雇といわれたのが心配。一緒に働いている女性は、ほとんどネイルをしている。 <20代、女性、非正社員></p>	<p>スクラムに加盟してもらい、団交を行った。規則上はグレーゾーンで、実態としてはネイルをしている人は多くいる。ビーズのついたものや派手なものでなければよいということになったが、「注意書」を振りかざして脅しをかけるのは、パワハラであり、謝罪を要求した。後日、本人に班長から謝罪が有り、解決した。</p>

相談活動 平和運動

県北からの報告

実 国 義 範

労働者を食い物にするブラック企業

借金で縛り付け、安く使い回す、使えなくなれば放り出す

2月20日にブラジル人で困っている人がいると連絡があった。

翌日、本人と会い事情を聞いた。51歳の彼は安芸高田市の吉田で溶接の仕事をしている派遣社員だった。1月に風邪で4日、2月には歯が痛くて3日休んだ。2月19日派遣会社から病気で仕事が出来ないなら明日から来なくてよい、アパートからも出るようにと告げられる。給料日になっても振り込まれないので困っているとの事だった。

労働実態は時給1200円、土日は休みで残業はあるが基本的には8時から夕方5時までの勤務であった。ところが手取りが9万～10万円で10万円以上が吸い取られていた。

家賃が3万5千円、光熱費約2万円、入社と同時に借金35万円が押し付けられていた。35万円は会社が勝手に購入した(?)冷蔵庫代等の支払い金である。逃げられないように困う手段であろう。

22日に労基署で説明すると「申告書に基づいて確認し、違法であれば行政指導する」との回答であった。

その後、本人から1月分は振り込まれた、手取り6万円だった。会社は紙を持ってきて2月分がいるならサインしろ(退職願?)と言ったがサインはしなかったと話してくれた。

泣き寝入りをさせず本人が納得できるように取り組んでいく。

9 条改憲 NO ! 安倍政治を終わらせよう

毎月第1、第3日曜日の三次の街宣行動は今回で199回になります。アピールする人も内容も様々ですが表題の目的を達成するために少数でもやり抜いています。

一つの思いを書きます。朴槿恵を倒したローソク革命ですが、最初は「何をやっても変わらないと思っていたが、自分がやることによって社会を変えられる」と市民、労働者、農民が少しずつ街に繰り出し始め大規模なキャンドル集会になり新政権を誕生させました。

一人ひとりの力によって社会を変えることが出来た実例です。私たちにも出来るはずです。

沖縄の県民投票で辺野古新基地建設 NO ! を政府に突き付けても民意を無視し土砂投入を強行する政権。嘘とごまかしの安倍はやめろ！と国会前や各地で



労働相談ホットラインを開催しました

3月2～3日

「長時間労働・未払い残業」 労働相談ホットライン



「長時間労働・未払い残業」を中心とした電話労働相談をスクラム・ユニオンと共催で、3月2～3日に行ないました。相談件数は周知、宣伝不足のためか(マスコミは中国新聞のみ)、2日間で3件と少なく、さらに広報に努める必要を痛感しました。まだまだ埋もれている悩みの声は多くあるはず。できるだけ多くの声を掘り起こしたいものです。

入管難民法改定について学習会を開催

3月2日、広島駅前ビックフロントにおいて、労働相談センターのスタッフを中心に「外国人技能実習制度と入管難民法改定について」と題し、土屋理事長を講師として学習会を開きました。世界一企業が活躍できる国を標榜する安倍政権は安価で使い勝手のいい労働力を補うため、実質的な移民政策である入管難民法の改定を行ないました。その施行が間近に迫っています。スクラム・ユニオンで外国人技能実習生の問題に多く取り組んできた土屋理事長から今回の改定の問題点、今後の取り組みなどについて話を聞きました。